

1 沼田市の救命救急体制の整備について

ただいまの^{くわばら}栞原^{みな}美奈議員のご質問にお答え申し上げます。

沼田市の救命救急体制の整備についてであります。救急医療体制は、群馬県保健医療計画により、軽度の救急患者の診療が可能な初期救急医療、時間外の救急診療が可能で入院^{ちりょう}治療などが出来る第二次救急医療、及び重度な救急患者を24時間受入可能で、高度な治療ができる第三次救急医療が設定されております。

沼田市におきましては、医師会や関係機関との協力のもと、利根沼田広域市町村圏振興整備組合が中心となり、在宅当番医制や休日^{きゅうかん}急患診療所などによる初期救急医療、さらには利根沼田圏域内7病院による第二次救急医療に取り組んでおります。

また、群馬県では、救命救急センターを設置する前橋赤十字病院、高崎総合医療センター、太田記念病院、及びこれらの病院と同等の機能を有する群馬大学医学部附属病院を救命救急医療の第三次救急医療

機関として位置づけておりますが、利根沼田圏域内には救命救急センターの設置はありません。緊急事態が発生した場合には、ドクターへの活用等により第三次救急医療機関である救命救急センターへ搬送しております。

今後、地域住民が安心して生活できるよう、初期救急医療と第二次救急医療の充実及び第三次救急医療機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、^{くわばら みな} 栗原美奈議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。